

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	障害者福祉の法内制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、障害者福祉の法内制度に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉の法内制度に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法、児童福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・身体障害者手帳交付事務 ・難病医療費助成制度に関する事務 ・特別障害者手当等に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付事務 ・計画相談支援に関する事務 ・介護給付に関する事務 ・訓練等給付に関する事務 ・自立支援医療に関する事務 ・補装具費の支給に関する事務 ・移動支援に関する事務 ・日中一時支援事業に関する事務 ・障害者(児)日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等に関する事務 ・児童福祉法による障害児通所支援給付等に関する事務 ・障害児相談支援に関する事務 ・障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は経過的福祉手当の支給に関する事務
③システムの名称	1福祉総合システム 2システム共通基盤 3税務システム 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障害者福祉ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第9項、第20項、第21項、第22項、第51項、第67項、第117項、第131項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条、第71条 3 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号) 第2条 表61の2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第13項、第15項、第16項、第19項、第20項、第29項、第37項、第38項、第39項、第42項、第48項、第49項、第53項、第80項、第81項、第125項、第144項、第145項、第155項、第158項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第14項～第16項、第37項、第75項、第92項、第93項、第119項、第144項～第146項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日東京都条例第111号)別表第一第3項、第4項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉支援部 障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長

6. 他の評価実施機関	
自立支援医療については東京都知事も評価実施	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所 区民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者福祉係 電話番号 03-3578-2386
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所持者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務	略 ・介護給付費に関する事務	略 ・愛の手帳交付事務	事後	条例の制定のため
平成27年10月5日	I 関連情報 3.個人番号の利 用法令上の根拠	略	略	事後	条例の制定のため
平成28年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	個人番号利用法令の根拠 修正
平成28年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワ ークシステムによる情報連 携	(別表第二における情報提供の根拠)第16項、 第21項、第22項、第23項、第28項、第31項、第 33項	(別表第二における情報提供の根拠)第16項、 第21項、第22項、第23項、第28項、第31項、第 33項	事前	情報連携根拠法令修正
平成28年10月1日	I 関連情報 6.他の評価実施 機関	なし	自立支援医療については東京都知事も評価実 施 重度心身障害者手当については東京都	事前	情報連携開始のため
平成28年10月1日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
平成29年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	・重度心身障害者手当に関する事務 ・自立支援医療に関する事務	削除	事後	評価書番号8番1障害者福祉 の独自制度に関する事務1に
平成29年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	事前	情報連携根拠法令修正
平成29年2月1日	I 関連情報 6.他の評価実施 機関	自立支援医療及び重度心身障害者手当につ いては東京都知事も評価実施	自立支援医療については東京都知事も評価実 施	事後	評価実施者の変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	障害者福祉課長 加茂 信行	障害者福祉課長 横尾 恵理子	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	I 関連情報 3.個人番号の利 用法令上の根拠	3 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人	3 特別区における東京都の事務処理の特例に 関する条例(平成11年東京都条例第106号)	事後	番号利用根拠法令修正
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	事前	情報連携根拠法令修正
平成30年1月22日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務	障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、行 政手続における特定の個人を識別するための (別表第二における情報提供の根拠)第11項、 第16項、第21項、第22項、第23項、第27項、第 31項、第33項	障害者総合支援法、児童福祉法、特別児童 養育手当等の支給に関する法律に基づき、行政 (別表第二における情報提供の根拠)第9項、第 11項、第12項、第15項、第16項、第19項、第21 項、第22項、第23項、第27項、第31項、第33項	事前	情報連携の開始に伴う修正
平成30年1月22日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月 5日法律第111号)第9項、第11項、第12項、第15 項、第16項、第19項、第21項、第22項、第23 項、第27項、第31項、第33項	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月 5日法律第111号)第9項、第11項、第12項、第15 項、第16項、第19項、第21項、第22項、第23 項、第27項、第31項、第33項	事後	番号利用根拠法令修正
平成30年5月21日	I 関連情報 3.個人番号の利 用法令上の根拠	3 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月 5日法律第111号)第9項、第11項、第12項、第15 項、第16項、第19項、第21項、第22項、第23 項、第27項、第31項、第33項	3 特別区における東京都の事務処理の特例に 関する条例(平成11年東京都条例第106号)	事後	番号利用根拠法令修正
平成30年5月21日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	事前	情報連携根拠法令修正
平成30年5月21日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	平成28年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.対象 人数 3.取扱者数 いつ時点	平成31年1月版様式2に変更		事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	障害者福祉課長 横尾 恵理子	障害者福祉課長	事後	氏名記載不要となったため
令和1年6月14日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和1年6月14日	IV リスク対策 全項目を新 規記載			事後	様式変更のため
令和2年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和2年10月6日	I 関連情報	・愛の手帳交付事務	削除	事後	記載修正のため
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	対象人数、取扱者数を 再判断したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)	事前	番号法改正のため
令和3年6月21日	I 関連情報	・特別障害者手当等に関する事務	削除	事後	記載修正のため
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	記載修正のため
令和4年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務	・重度障害児日中一時支援事業に関する事務	・日中一時支援事業に関する事務	事前	記載修正のため
令和5年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	記載修正のため
令和7年5月21日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	記載修正のため
令和7年5月21日	IV リスク対策 8.人手を介 在させる作業 11.最も優先度			事後	様式変更のため
令和8年3月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一第8項、第11 項、第12項、第13項、第14項、第34項、第47 項、第84項、第97項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日内閣府、総務省令第5号)第8条、第11 条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	1 番号法 第9条第1項 別表第9項、第20項、 第21項、第22項、第51項、第67項、第117項、第 131項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年9月10 日内閣府、総務省令第5号)第8条、第11条、 第12条、第14条、第25条、第38条、第60条、第71 条	事後	番号法改正のため
令和8年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワ ークシステムによる情報連 携 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第9項、第 11項、第12項、第15項、第16項、第19項、第21 項、第22項、第23項、第26項、第27項、第28 項、第31項、第56の2項、第57項、第87項、第 108項、第109項、第116項、第119項 (別表第二における情報照会の根拠)第10項～ 第12項、第20項、第53項、第67～69項、第85 項、第108項～第110項	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠)第13項、第15 項、第16項、第19項、第20項、第29項、第37 項、第38項、第39項、第42項、第48項、第49 項、第53項、第80項、第81項、第125項、第144 項、第145項、第155項、第158項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報照会の根拠)第14項～第16 項、第37項、第75項、第92項、第93項、第119 項、第144項～第146項	事後	番号法改正のため